

多摩デポ通信 第62号

特定非営利活動法人共同保存図書館・多摩

2023年2月25日発行

〒182-0011 調布市深大寺北町一・三一・一八

●HP / <https://www.tamadepo.org/>

●E-Mail depo_tama@yahoo.co.jp

東京都公文書館の 見学会を開催します

(第40回多摩デポ講座)

国分寺市内に東京都公文書館が開館して、まもなく三年になります。長年、港区竹芝の海岸にあった東京にとつて大事な施設が(地域開発のための仮移転を経て)、斬新な建物を建てて移転してきました。

当初行わなかった施設見学を、市民団体にしてもらえるようになったので、多摩デポとして申し込んで、見学会を催します。ふだん利用者が資料を請求して使

う閲覧室、企画展示を見られる展示室だけではなく、内側の執務室、書庫・資料庫も案内してもらえますので、都合のつく方はこの機会にぜひご参加ください。

そもそも公文書館は、公文書の保存をする施設。(未知の読者に向けて発行される)図書ではなく、公文書(国や地方自治体が仕事をする中で作成した文書)を整理、保存しています。ただし現に動いている事業の公文書(現用文書)ではなく、事業の終了後に残すことになった公文書(歴史公文書)が移管され、保存さ

れています。欧米では記録や文書を残しておく重要さが以前から意識され、文書館、公文書館が作られてきたのですが、日本で「公文書館法」が施行され、保存の原則が示されたのは1987(昭和62)年から。一般的には、図書館に比べるとまだなじみが薄い施設でしょう。

では今の社会や生活に開わりが少なくないかという点を決してそうではなく、都公文書館には例えば、多摩ニュータウン開発関係の大変多くの記録や文書、その後の多摩の地域開発文書も移され整理されています。地域変動が早く大きな時代。少し昔の地域のことを調べたい時には、大いに役に立つかもしれません。

また他の県の公文書館とは違い、260年間も幕府が置かれ、大名や旗本、町人が住んだ城下町と周辺の

天領があり、その後は首都である地域の東京都公文書館です。開設も1968(昭和43)年と比較的早く、江戸時代から残ってここに移された古文書、そして東京府、東京市時代の資料など、戦前の文書も約3万5千冊が保存されています(そんな施設が廃藩置県の初めは神奈川県に属し、自由民権の盛んだった多摩の地によく移ってきたものだという気がします)。

□ 今号の内容 □

- ・東京都公文書館見学会開催します(第40回多摩デポ講座案内)
- ・北海道の図書館から問い合わせ
- ・各都道府県立図書館の県域内市町村立図書館への図書資料の保存の取組 ホームページから調査
- ・(投稿)トルコ・シリア大地震の報道に接して
- ・メーリングリスト送信テスト報告
- ・会の現勢

そしてここは、『東京市史稿』全184冊や『都史紀要』既刊42冊など、東京都の近代史の基本資料となるものを、明治時代から引き継いで編纂・発行する事業を担っている部署でもあります。

ホームページではさまざまに資料紹介や啓発の記事、読み物、視覚的にも楽しい保存文書のデジタルアーカイブ公開などが活発です。どんな施設か見当が付きまずので、ぜひホームページもご覧ください。

東京都公文書館は都立多摩図書館の隣にあります。JR西国分寺駅の改札を南口に出て、すぐ左折、道案内に従って徒歩8分。

見学会の日は、3月13日(月)午後1時30分から午後3時。参加者は午後1時20分に、公文書館入口を入ったロビーに集合です。

館内の狭い所にも入るため受入れ定員は15人と少なく、参加されたい方は3月9日(木)必着で、メールかFAX、ハガキで多摩デポにお申込み下さい(FAX:042-484-3945。電話では受けられません)。参加できるかは、必ずご連絡します。

▼申込み時に伝えてほしいこと

- ①氏名 ②連絡先のメールアドレスか電話番号
- ③図書館所属の方は図書館名

今回は、多摩デポ会員か図書館にお勤めの方が優先です。希望が多い時には参加者は調整させていただきます。



北海道の図書館から 多摩デポに問い合わせ

1月下旬、音更町立図書館の職員から多摩デポの活動と多摩の共同保存の現状に質問のメールが入りました。音更町(おとふけちよう)は十勝地方、帯広市の隣にある、主に農業の町。

北海道図書館振興協議会(事務局:北海道立図書館)が組織するチームで「公立図書館における資料の共同保存と除籍」を調査研究しているそうです。

「現在の北海道内での取組状況や全国の先進的な取組を調査し、今後の北海道内での共同保存の可能性やその方向性を探る」との趣旨で活動している。全国の先進事例としては、「共同保存図書館・多摩」、「滋賀県保存センター」、「愛知県図書館」、「京都府立図書館」を選出、調べてまとめた。

「最終的には、北海道の公立図書館での共同保存の方法を提示するところまで視野に入れ、冊子にする予定」とありました。

メールでは返事できなかったのですが、日曜日の閉館後に電話を入れ、時間をかけて話しました。多摩デポについては、ホームページをさかのぼって閲覧され、『多摩デポ通信』バックナンバーや、多摩デポの母体となった「多摩地域の図書館をむすび育てる会」が2003年に発行した『東京にデポジットライブラリーを多摩発、共同保存図書館基本構想』も読んで、経過を理解されていました。道立図書館には『多摩デポブックレット』の所蔵があり、道立からブックレットも紹介されながら、「多摩デポ」についても調査しようとなつたそうです。

北海道の具体的取組はま

だこれからだそうですが、道立と市町村立の図書館が一緒になって「共同保存」を研究している、現役職員が仕事として調査している様子がうらやましさも感じながら、ここ二週間ばかり応対していました。

二年前の山口源治郎氏の「多摩デポ講座」には、コロナ禍の中、静岡県立図書館の新館移転後の共同保存事業の立ち上げを望む県民の方が参加され、後には『多摩デポ通信』に文章を寄せられ、「多摩デポ」の活動に高い評価をしてもらったことも思い出しました。

全国の共同保存の現状はこのあとに掲載する調査報告の記事をご覧ください。事業が始まっている県はまだまだ少ないですが、多くの県で検討が行われています。

(事務局 堀)

各都道府県立図書館の

県域内市町村立図書館への

の図書資料の保存の取組

—各館ホームページから

全国の現状を探る—

鬼倉正敏(事務局)

はじめに

多摩デポでは、全国の都道府県立図書館の県域内市町村立図書館への、図書資料の保存の取組状況を把握することを課題としてきた。都道府県立図書館（以下「県」と略記し、都府県・図書館の表記は略する）へアンケート調査を行うことも検討したが、今ではどこでも図書館ホームページに計画や実績の掲載が行われるのが普通になっている。そこでまず、各「県」ホームページを2022年後半に閲覧し、「県」の県域内市

町村立図書館への、図書資料の保存の取組状況を把握した。

その結果を以下に報告していきたい。一部の館には問い合わせも行ったが、無回答の館はホームページで把握したままを記載する。

また全国公共図書館協議会が、2018年度・2019年度の二ヶ年で「公立図書館における蔵書構成・管理」について調査研究を行い、その一環で2018年度には全国の公立図書館を対象に実態調査を行い、全「県」から回答を得ている。その中で、「県」の県域内市町村立図書館への資料保存の取組についても調査していた。その結果や事例報告も参考とした（以下「報告書」と略）。

・「全国公共図書館協議会／編『2019年度（令和元年）度公立図書館における蔵書構成・管理に関する報告書』

（2020年3月発行） 全国公共図書館協議会

・なお、この全国公共図書館協議会の情報は、東京都立図書館のホームページにあり、その中の「調査研究報告書」の項には、各報告書を全文掲載しており、閲覧することができる。

1 「報告書」から「図書の共同保存を行っている」と回答した「県」

「報告書」の地図（p. 63）によると図書「雑誌・新聞の記載もあり」の共同保存を行っているのは埼玉、富山、愛知、三重、滋賀、京都で、事例報告があるのは愛知、滋賀、京都である（p. 93～99）。

「報告書」事例報告と各「県」ホームページによると、「県」が県域内で所蔵がラストワンである図書データを把握し、県域内に周知しているのは埼玉と愛知。

県域内からの求めにより、除籍図書を「県」が保存しているのは富山、愛知、三重、滋賀、京都である。

愛知は2012年に「愛知県内公立図書館所蔵希少資料保存要綱」を策定し2014年から実施している。ラストワン図書データを年一回、ISBN、MARC番号から指定し提供している。ラストワンは各図書館で保存するのが原則だが、「県」に移管を求めることができるとし、選定して受入している。『事業年報2022年度（2021年度事業報告書）』（2022年発行）の「市町村立図書館等への支援・サービスの状況」の「あいちラストワン・プロジェクト」の項には、2021年度2763冊（同20年度2833冊、同19年度1248冊）を「搬入し、順次整理している」とある。

滋賀は、1992年に新書庫が完成し、滋賀県公共図書館協議会で「滋賀県資料保存センターの運用について」を合意し開始した。当初は「県」未所蔵はすべて対象としていたが、二年後には選定することになった。県内図書館相互貸借の対象となった図書は、除籍時に移管している。『滋賀県立図書館事業概要（令和4年度）』（2022年発行）に「資料保存センター機能」

「市町立図書館の除籍図書移管」で2021年度1442冊（同20年度1174冊、同19年度1639冊）を受入、と書かれている。京都は、2008年に京都府図書館等連絡協議会が『府内1冊のみ所蔵図書の保存に関するガイドライン』、「県」が『府内1冊所蔵図書京都府立図書館移管要項』を策定し、共同保存

を開始した。各図書館での保存が原則だが、「県」に移管を求めることができる。選定して受入れしている。しかし、『事業概要（令和3年度のまとめ）』（2022年発行）からは、実績の記載は確認できなかった。

事例報告の無い「県」は、各「県」のホームページを閲覧した。

埼玉は、埼玉県図書館協会公共図書館部会加入館で「埼玉県公共図書館等における資料保存に関する協定」を2006年に定め（「県」ではなく埼玉県図書館協会ホームページ）、埼玉県版ISBN総合目録から単館所蔵データを抽出し各単館所蔵館に配布し、各館での分担保存を行っている。このことから、「県」が県域内ラストワンを把握し県域内に周知している例とした。『令和4年度要覧』（2022年発行）で「県域での資料

保存の推進」として、2021年度に加入機関115、対象冊数485162。なお埼玉には県立が二館あるが、担当館は「熊谷」としている。

富山は、『富山県立図書館年報 令和3年度』（2022年発行）に「資料保存のための図書館」の項目で、2021年度、滑川市立図書館等、除籍62冊、そのうち資料センター収蔵図書として受入19冊を記載している（同20年度除籍248冊、受入81冊、同19年度除籍397冊、受入251冊）。これから「県」が受入れる例とした。

三重は、『三重県立図書館資料収集方針』で「県内市町図書館等の除籍資料」の「必要なものの受入」とあ



る。『三重県立図書館改革実行計画 だれにも図書館』(2021年発行)で「市町

立図書館の除籍資料の受入れ(2013年度に保存実施要領策定)」「保存する体制を構築」との記載があり、

「県」が受入れる例とした。

しかし『図書館概要 令和4年度』(2022年発行)では、その実績は確認できなかった。

2 「報告書」で「図書館

の共同保存を行っていない」と回答しなかった

「県」

「共同保存を行っている」とは回答しなかった「県」でも、それに関わる記載が収集方針、長期計画、新館計画等には書かれている場合がある。よく調べる必要を感じるが、年報、概要等を詳細に見ていっても、まだ実績数字を記載している

例は確認できない。

以下は、「長期計画、新館計画等で図書館の共同保存が記載された「県」の、直近の計画等のみを記載しておく。

北海道は、『資料収集方針』に「資料センターとしての役割」「市町村立図書館等の求めに応じ」「資料の一部を譲り受け、保存し、利用に供する」とある。

宮城は、『第3期宮城県図書館振興基本計画 (平成30(2018)年度～平成34(2022)年度』(2018年)の「施策の方向性」で「これまで取り組んできた「県内最後の1冊」の保存のあり方を含め」「市町村図書館等に対する資料保存センターの役割についても検討していきます」とある。福島は、『令和4(2022)年度重点項目』に「市町村(図書館・公民館等)を

支える図書館」であるために「資料保存のための分担やデポジットライブラリーに関する他県の状況等を調査」とある。

千葉は、2026年度に新館開館予定の下、『要覧令和4年度(2022年度)』(2022年発行)に「千葉県立図書館行動計画」で「県内最後の1冊保存体制の検討」2021、22年度検討、23年度実施としていく。

福井は、『福井県立図書館年報 令和4年度(令和3年度事業実績)』(2022年発行)に福井県立図書館運営基本方針で「図書館ネットワークの強化、拡大」「県下で残すべき資料の県立図書館での受入計画の作成」としている。

静岡は、2026年度完成予定の新中央館の『新県立中央図書館基本計画』2019年 静岡県教育委員

会策定で、資料保存方針に「県内図書館で所蔵できなくなつた資料のうち、県立図書館として保存の必要性を認めた資料について」「可能な範囲での受入を検討する」としている。

奈良は、『世界に開かれた情報拠点をめざして 一県立図書館整備基本構想の策定に寄せて』1995年奈良県教育委員会で、「県立図書館が県域の資料保存センターとなるべき」という意見もある。「しかし県立図書館1館で行うには、その業務量が膨大で」「広大な書庫スペースが必要」「この業務量と施設整備は県立図書館を別に一館準備するに等しい」「県レベルでの完全な保存センター」は「現実的ではない」としながら、「共有体制についての提案」を示し、さらに「市町村図書館が廃棄」「する資料について、新県立図書館は収集方

針と合致するものの寄贈」を受入と記載されていた。ただし『要覧2022 令和3年度図書館年報』及び開館直後の2006年版等では、実績の記載は確認できなかった。

岡山は、『令和3年度年報』（2022年発行）の「岡山県立図書館第4次中期サービス目標の概要 2021年度から2025年度までの5年間」で「資料保存センターとしての図書館」に「県内公共図書館等の移管資料の受入れを行う」とあるが、実績の記載はなかった。しかし、問合せたところ、2021年度 1908点（学校図書館からの移管を含む）と過去三年分の実績（20年度1214点、19年度576点）の回答をいただき、実施していることが確認できた。

広島は、『広島県立図書館資料収集方針』で「資料の

保存と廃棄」で「資料保存の責任を果たすため、市町立図書館の求めに応じて、それらの館の蔵書の一部を譲り受けて、保存し、提供するための方策を検討する」としている。

高知は、『第2期オーテピア高知図書館（高知県立図書館・高知市立市民図書館）サービス計画』2021年策定で「市町村立図書館等への支援（県立図書館機能）」「市町村立図書館等で保存しきれなくなった資料のうち、必要で保存価値のあるものを集約して保存します」とある。実績の記載が確認できないため、問合せたところ、計画には県立の役割として記載したが、実際にはできていないと回答があった。

福岡は、『福岡県立図書館資料収集方針』に「収集の基本方針」「市町村立図書館等の除籍資料の中から、県

立図書館の蔵書構成及び資料的価値等を総合的に判断し、必要なものは保存し再活用を図るなど、地域の保存図書館としての役割を担う」とある。

長崎は、ミライオン図書館「長崎県立図書館と大村市立図書館の施設区分のない一つの図書館として整備」は、『県立・大村市立一体型図書館及び郷土資料センター』（仮称）整備基本計画』2014年長崎県教育委員会 大村市教育委員会策定で、「一体型図書館の基本的な考え方」「資料の保存について」「県立図書館は、資料保存センターとして、県内に最低1冊は資料がある状態を目指す」とある。

3 まとめ

「県」の域内市町村立図書館への、図書資料の保

存の取組状況の把握を、「報告書」とホームページの閲覧で行った。

図書の共同保存を行っているのは、岡山と「報告書」の埼玉、富山、愛知、三重、滋賀、京都である。分担保存の埼玉以外は、除籍図書を「県」が選定して受入している。

計画中は2022年度中に具体的な計画のある福島、福井、新館計画による千葉、静岡である。しかし、計画に記載があっても実施していない高知の例もある、今後を注視していきたい。

多摩デポが提唱する「除籍図書の受入による共同保存」については、実施6、計画4、収集方針、計画等にはあるが実施にいたらない7、合計17である。



実施館では岡山のように年次的に実績を上げているケースもあるが、受入図書の設定が行われ、課題としては広がっていても実施までにはいたっていない。

実施が進まない理由は、「報告書」の事例からは業務量と保存スペースが挙げられる。「報告書」で「書庫が収蔵能力の限界を迎えると予想される年数」では、「1〜5年後」が29.8%、「既に限界に達している」が23.4%と、限界に近い状況の図書館が半数を占めた（p. 57）。

多摩デポは今後も、今回把握した現状を見据え、共同保存の仕組みづくりに取り組んでいきたい。



〔投稿2/12〕 トルコ・シリア大地震の 報道に接して

2月6日の地震被害にあわれた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

広範囲にわたる激しい被害の報道に、命の無事と暖かい居場所・飲食物がいち早く行き届くことを願うばかりです。各国や、ユニセフ等の多くの団体による支援が始まっており、募金も呼びかけられています。いまは、命を救い繋ぐことが第一で、被害の全貌も把握しきれない時期ですが、この後の復旧・復興までにもおそらく長い時間が必要となることでしょう。

元々両国の図書館事情を知らず、図書館の現状に関する報道も見かけないので様子がわかりませんが、図書館も甚大な被害を受けているのではないのでしょうか。

2011年の東日本大震災後、私は日本図書館協会の東日本大震災対策委員を務めました。その折には、複数の国の団体や個人からのお見舞い、ご支援のお申し出、支援の仲介依頼に接しました。また、被災地の自治体の各図書館へも、各国から仮設図書館や移動図書館車をはじめ様々な物品等の支援が寄せられていました。国による復旧・復興予算で整備されない部分に、現地の要望を把握して届いたケースの支援は、本当にありがたいことでした。

トルコ・シリアは、いまは命を守る緊急支援が必要です。ですが、それで終わりではなく、今後も長いスパンで被災地の状況を注視し、もし今後被災地の図書館や読書活動を支援する団体を見つけたら、そこへの支援も考えていけたらと思うのです。東日本大震災の

被災地でも、情報や読書環境を提供し、町や人々の心の復興に大きな力を果たした図書館・図書館員、図書館資料。それらの力を信じて。そして貴重な図書館資料が安全な場所に置かれ、未永く確実に保存されていくことを願っています。

2月10日の国立国会図書館のカレントアウェアネスには、「国際図書館連盟（IFLA）、トルコとシリアにおける地震に関するメッセージを発表」の記事があり、「すでに両国内外の図書館員が支援のために行動し始めている」のだそうです。

<https://current.ndl.go.jp/car/172304>

日本図書館協会の「図書館リンク集」の「世界主要国図書館協会等」にはトルコの図書館協会の名称も載っています。

<https://www.jla.or.jp/link/tabid/171/Default.aspx#association>

検索してみるとホームページもあるようです。

今後、国立国会図書館や日本図書館協会の災害対策委員会の動きなどを注目してみたいと思っています。

「追記 2/22」

2月21日のカレントアウェアネスに「トルコ図書館員協会ら、震災義援金を募集中」の情報が載りました。

<https://current.ndl.go.jp/car/172951>

(会員 吉田光美)



メーリングリスト 送信テスト報告

前号でお知らせしたように、12月に事務局発でメーリングリスト（ML）に送信テストのメールを発信しました。3日には本文のみ、10日は添付ファイル付きでした。無事に受け取っていただけでしょうか？

「テスト」とは記載せず一般的な内容の告知メールにしたので、普通に読んで終わった方もあるかもしれません。今回のテストは届いていない人向けで、メーリングリストのメールを受け取れない方から連絡をいただいて、不着の原因を探るのが目的でした。

実際に「届いていません」との問い合わせはありませんでしたが、「自分はメールアドレスが近日変更予定」と知らせていただいた方がありました。これは大変有

効です。不定期発行なので、アドレス変更は早めに知らせていただくと、切れ目なくメールをお届けできます。同じ人が複数アドレスを登録するのも可能ですので、移行期間は新旧アドレスを登録する対応もしています。現在、一回の発信に15人

ほどのアドレスは（不着）という通知が管理者に届きます。理由の大半は「メールアドレスが存在しない」です。他にメールボックスが一杯とか、MLのアドレスが受信拒否されるなど理由で不着になっている場合もあります。

MLには事務局、会員から毎月何かしら発信があります。「2, 3ヶ月、メールが来ないな」という場合は、不着になっている可能性が高いです。そのような方は、まずは「ご一報ください」。

(事務局ML担当

菘田)

★会の現勢

2023年2月20日現在

●正会員

(個人) 80名

(団体) 2団体

●賛助会員

(個人) 35名

(団体) 2団体

●年会費

正会員 五千元

賛助会員 一口二千元

◎ 2021年度と22

年度の会費を未納の方には振込票を同封しました。

お忙しいとは思いますが、納入をよろしくお願ひします。

